

議案第 3 号

西脇市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

西脇市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日

西脇市長 片 山 象 三

（理 由）

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため。

西脇市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）をもってその基準とする。

(暴力団の排除)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。